

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	七
告示	〇救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	七
	〇土地改良法により換地処分をした件二件	七
	〇道路の区域を変更する件	七
公告	〇土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	七
	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	七
	福島県警察本部	六
	〇一般競争入札を行う件	六
	福島県選挙管理委員会	六
	〇個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭

和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二東北労働金庫の項中「田島支店」を「南会津代理店」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年二月二十日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年二月十二日救急病院として認定した。

平成二十九年二月十七日

名称	公立大学法人福島県立医科大	所在地	福島市光が丘一	福島県知事 内 堀 雅 雄
	学附属病院			認定有効期限
				平成三二年二月一日

（地域医療課）

福島県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十九年二月九日中朝日地区の県営区画整理事業に係る上福井換地区の換地処分をした。

平成二十九年二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農地管理課）

福島県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十九年二月九日中朝日地区の県営区画整理事業に係る黒谷換地区の換地処分をした。

平成二十九年二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農地管理課）

福島県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所まで平成二十九年二月十七日から二週間一般の縦覧に供す

る。
平成二十九年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間	変 更 前 の 変 更 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで	変更前 八・六〇 六八・〇	A 八・六〇 六八・〇	一一、七五七・ 三
	いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地先から 同 市江畑町平前三 番三地先まで	変更前 一八・二〇 七九・二	B 一八・二〇 七九・二	五九九・〇
	いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市泉町下川字萱 手一〇四番地先まで	変更前 二五・〇〇 一六〇・〇	C 二五・〇〇 一六〇・〇	六二〇・〇
	いわき市添野町大町二 七番地先から 同 市添野町猿田一 一三番一五地先まで	変更前 二九・〇〇 二四〇・〇	D 二九・〇〇 二四〇・〇	八二七・〇
	いわき市高倉町堤ノ上 八〇番地先から 同 市高倉町田ノ作 七二番一地先まで	変更前 二五・〇〇 一四三・〇	E 二五・〇〇 一四三・〇	九七一・〇
	いわき市泉町字滝ノ沢 一一七番二五地先から 同 市泉町字大平三 番三地先まで	変更前 一六・〇〇 一二四・〇	F 一六・〇〇 一二四・〇	九〇九・〇
	いわき市添野町字長沢 五六番二地先から 同 市添野町字大町 一七二番一地先まで	変更前 一二・七〇 一〇七・三	G 一二・七〇 一〇七・三	二、四九五・〇
	いわき市山田町字長沢 三六番四地先から 同 市山田町字窪根	変更前 一二・七〇 二八五・七	H 一二・七〇 二八五・七	一、〇〇一・〇

一一八番二地先まで	変更後	A 八・六〇 六八・〇	一一、七五七・ 三
いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで		B 一八・二〇 七九・二	五九九・〇
いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地先から 同 市江畑町平前三 番三地先まで		C 二五・〇〇 一六〇・〇	六二〇・〇
いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市泉町下川字萱 手一〇四番地先まで		D 二九・〇〇 二四〇・〇	八二七・〇
いわき市添野町猿田一 一三番一五地先まで 同 市添野町堤ノ上 八〇番地先から		E 二五・〇〇 一四三・〇	九七一・〇
いわき市高倉町田ノ作 七二番一地先まで 同 市高倉町堤ノ作 一一七番二五地先から		F 一六・〇〇 一二四・〇	九〇九・〇
いわき市添野町字長沢 五六番二地先から 同 市添野町字大町 一七二番一地先まで		G 一二・七〇 一〇七・三	二、四九五・〇
いわき市山田町字長沢 三六番四地先から 同 市山田町字窪根		H 一二・七〇 二八五・七	一、〇〇一・〇
いわき市山田町字窪根 一一八番二地先から 同 市山田町字砂方 二六番地先まで		I 一二・七〇 二八五・九	二八五・〇

公 告

(道路計画課)

公告第三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十九年二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

富岡町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 蓬田 榮一

住所

双葉郡富岡町大字本岡字王塚八一〇番地の一

(農村計画課)

公告第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十九年二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

高郷土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 和田 清次

住所

喜多方市高郷町大田賀字田中一九三番地

同 田代 源市

同 佐藤 國雄

同 齋藤 道廣

同 小林 勝吉

同 清野 忠明

同 武藤 久作

同 國分 隆志

同 佐藤 太一

同 佐藤 太郎

同 監事 二瓶 好和

同 後藤 誠司

就任した役員

市高郷町大田賀字東羽賀六二五二番地

市高郷町大田賀字大原二七六八番地

市高郷町揚津字小ヶ峯丙一一〇一番地

市高郷町西羽賀字西羽賀二五四八番地

市高郷町川井字上川井四八五番地

市高郷町塩坪字塩坪一〇五七番地

市高郷町夏井字夏井三八六一番地

市高郷町西羽賀字西羽賀二六三三番地

役別 氏名 住所

理事 齋藤 信一 喜多方市高郷町大田賀字東羽賀六二二七番地

同 清野 健治 市高郷町川井字上川井五二四番地

同 福地 善記 市高郷町揚津字東ノ沢丁五九〇番地

同 齋藤 辰雄 市高郷町西羽賀字西羽賀二五四五番地の一

同 赤城 誠 市高郷町夏井字釜場一三二五番地

同 齋藤 武雄 市高郷町塩坪字塩坪一〇八二番地

同 高橋 直光 市高郷町西羽賀字北西谷地四二〇〇番地の四五

同 白井 孝治 市高郷町大田賀字大原二八三三番地

同 永島 耕司 市高郷町大田賀字西海枝一二二六番地

同 石川 高 市高郷町上郷字宮ノ前丙八〇番地

同 田口 次夫 市高郷町夏井字夏井三八五三番地

同 増子 公 市高郷町池ノ原字池ノ原一〇番地

同 中島 公 市高郷町警見字台太郎甲一二四〇番地の二

福島県警察本部

(農村計画課)

福島県警察本部公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける自動車保管場所証明電子化システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年2月17日

福島県警察本部長 松本 裕之

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成30年2月1日から平成35年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年3月15日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成29年2月17日（金）から同年3月15日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年3月30日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年3月29日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成29年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease : Electronic System Equipment for Vehicle Parking Space Certificate, 1set(including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 30 March 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 29 March 2017

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、田村市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十九年二月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

指定年月日	平成二十九年 一月二〇日
指定施設の所在地	田村市船引町船引字遠 表四〇〇番地
指定施設の名 称	田村市総合 体育館
指定施設の管 理 者	田村市教育 委員会教育 長
聴衆席の面積	一、六三八平 方メートル
聴衆席収容 見込人員数	二、〇〇〇 人